表 自動車等の種類

車種区分		自動車等の種類	摘	要
軽自動車等	ア	軽自動車	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以 規定する軽自動車をいう。	以下「法」という。)第3条に
	イ	小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪 を含む。)であるものをいう。	自動車(側車付き二輪自動車
普通車	ウ	小型自動車	法第3条に規定する小型自動車(イに該当す ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定	
	エ	普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運 車定員が10人以下のものをいう	搬する構造のもののうち、乗
	オ	けん引自動車が軽自動車等で ある連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動いう。)のうち、アに該当するものとけん引されする自動車(以下「被けん引自動車」という。)自動車の車軸数が1のものとの連結車両をいう	れるための構造及び装置を有 との連結車両で、被けん引
中型車	カ	普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ 最大積載量5トン未満のもの で3車軸以下のもの)	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総 量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下の連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸	重量8トン未満かつ最大積載 のもの又は被けん引自動車を
	キ	乗合型自動車 (乗車定員 11 人以上 29 人以 下のもので車両総重量 8 トン 未満のもの)	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」が29人以下のもので車両総重量8トン未満のも	という。) のうち、乗車定員
	ク	けん引自動車が軽自動車等又 は普通車である連結車両	アに該当するけん引自動車と被けん引自動車 ものとの連結車両及びウ又はエに該当するけん で車軸数が1のものとの連結車両をいう。	
大型車	ケ	普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は 最大積載量5トン以上のもの で3車軸以下のもの及び車両 総重量25トン以下のもので4 車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以のもので車軸数の合計が3以下のもの(カに該両の総重量が車両の運行の許可の手続等を定め第28号)第1条の表に掲げる限度以下でかつ車和36年政令第265号)第3条第1項第1号かく。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のを連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸	当するものを除く。)及び車 る省令(昭和36年建設省令 両の長さ等が車両制限令(昭 ら第5号まで(第2号イを除 もの並びに被けん引自動車を
	Э	乗合型自動車 (路線を定めて定期又は臨時 に運行するもの等)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のものでもののうち、道路運送法(昭和26年法律第18許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般第営する者が当該免許に係る路線を定期に運行す一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同る許可を受けて当該許可に係る路線を運行する車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員長さ9メートル未満のものをいう。	3号)第4条の規定による免 乗合旅客自動車運送事業を経 けるもの及び同号ロに掲げる 法第21条第2号の規定によ 3もの並びに乗合型自動車で
	サ	けん引自動車が普通車、中型 車又は大型車(2車軸のもの) である連結車両	ウ又はエに該当するけん引自動車と被けん引 以上のものとの連結車両、カ又はキに該当するは 車で車軸数の合計が1のものとの連結車両及て 自動車で車軸数の合計が2のものと被けん引き の連結車両をいう。	けん引自動車と被けん引自動 がケ又はコに該当するけん引
特大車	シ	普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもく。)をいう。	らの(ケに該当するものを除
	ス	大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。	
	セ	乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が 30 人以上のものでもの (コに該当するものを除く。) をいう。	又は車両総重量8トン以上の
	ソ	連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両 のを除く。)をいう。	(オ、ク又はサに該当するも